

トライアル雇用助成金 一般トライアルコース

「トライアル雇用」は、職業経験の不足などから就職が困難な求職者を原則3カ月間の
試行雇用することにより、その適性や能力を見極め、常用雇用への移行の
きっかけとしていただくことを目的とした制度です。労働者の適性を確認した上で
常用雇用へ移行することができるため、ミスマッチを防ぐことができます。



雇入れの条件

- [1] ハローワーク等の紹介により雇い入れること
- [2] 原則3か月のトライアル雇用をすること
- [3] 1週間の所定労働時間が30時間以上

対象労働者が
日雇労働者、ホームレス、
住居喪失不安定就労者
の場合は20時間以上

助成額

求職者がく常用雇用(一週間の所定労働時間が30時間以上の無期雇用)を希望する場合。

対象労働者	支給額
<ul style="list-style-type: none"> ① 2年以内に2回以上離職又は転職を繰り返している者 ② 紹介日の前日時点で離職している期間が1年を超えている者 ③ 妊娠、出産又は育児を理由として離職し、安定した職業についていない期間が1年を超えている者 ④ 55歳未満で、ハローワーク等で担当者制による個別支援を受けている ⑤ 就職の援助を行うに当たって、特別な配慮を要する。 〔生活保護受給者、母子家庭の母等、父子家庭の父、日雇労働者、季節労働者、中国残留邦人等永住帰国者、ホームレス、住居喪失不安定就労者、生活困窮者〕 	<p>対象者かどうかは、ハローワーク等が判断します。もしかしてと思ったら確認してみましょう！</p> <p>月額/4万円</p>

4万円 × 最大3ヶ月 = 12万円

◆対象者が母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合

1人につき/最大 **月額 5万円**



トライアル雇用のイメージ

